

マイナポイント第2弾を行う者に対する  
補助事業の募集についての公示

令和3年12月21日

総務省大臣官房地域力創造審議官 馬場 竹次郎

次のとおり、「マイナポイント第2弾」を行う者に対する補助事業の募集について公示します。

予算措置区分は、「マイナポイント第2弾」については、令和3年度補正予算とします。

1. 事業の概要

(1) 事業名

マイナポイント第2弾

(2) 事業の目的

マイナポイント第2弾

この事業は、マイナンバーカードを取得した者、マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録をした者及びマイナンバーカードを活用し公金受取口座の登録をした者に対し、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイント（マイナポイント）を国が指定した要件を満たして付与した当該決済サービス事業者に対し、国が当該付与に要する費用を補助すること等により、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ、消費を喚起し、さらに、カードの健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することで、デジタル社会の実現を図ることを目的とする。

(3) 事業内容・事業期間

本業務の内容及び実施期間は、「(別紙①) マイナポイント第2弾事務局の業務について」を参照すること。

マイナポイント第2弾

事業内容：マイナポイント第2弾に参画する決済事業者を募集・審査・登録する業務（これにより登録された決済事業者を以下、「登録決済事業者」という。）、登録決済事業者が消費者に対して指定された要件を満たして支払うポイント（マイナポイント）を付与した登録決済事業者に対して、当

該付与に要する経費を登録決濟事業者に支払う業務、登録決濟事業者が当該付与に要する経費を支払うために必要な決濟事業者に生ずる事務経費の補助に要する経費を支払う業務（システム改修補助含む）及びこれらに付随する業務

事業期間：令和3年度

予算措置区分：令和3年度補正予算

予算規模：1兆7,966億円

※詳細については、説明書をご参照ください。

## 2. 補助対象事業者に関する要件

- (1) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- (3) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- (4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守する体制を有すること。
- (6) 外部監査等により、事業の特徴を踏まえ発生しうる問題点への対応方針等に対し有効な指導・監督を受けることができる体制を有すること。

## 3. 提案の手続等

### (1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

#### ①説明書の交付期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月14日（金）まで

#### ②説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め④の担当まで事前連絡を行い、手交、FAXまたは電子メールにより交付

#### ③提案書の提出期限

令和4年1月17日（月）12時00分まで

#### ④提案書の提出先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局地域力創造グループマイナポイント施策推進室 菅村

電話 03-5253-5585（直通） FAX 03-5253-5530

電子メール [r.sugamura@soumu.go.jp](mailto:r.sugamura@soumu.go.jp)（菅村）

## (2) 提案書の提出方法

上記担当部局へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の場合は15部、FAX又は電子メールの場合は1部（FAX又は電子メールの場合には上記提出先への着信を電話により確認すること）。

## 4. 補助金交付候補者の選定方法

「マイナポイント第2弾を行う者に対する補助事業の募集についての説明書」に基づき提出された提案書等について、外部有識者から構成する外部評価委員会が審査を行い、上記2の要件を満たし本事業を適確に実施するうえで十分な能力等を有し、最も優れた提案者と評価される者を1者選定し、補助金交付候補者とする。

なお、外部評価委員会の審査に当たっては、審査会を開催し、提案者は同会において提案書の説明を行うこととする。

## 5. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)④と同じ。
- (2) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (4) 採択された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開始請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書も返却は行わない。